

長野県少年自然の家設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年7月9日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第38号

長野県少年自然の家設置条例の一部を改正する条例

長野県少年自然の家設置条例（昭和52年長野県条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県少年自然の家条例

第3条を削り、第2条を第3条とする。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、」を削り、「もつて」を「もって」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、少年自然の家の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条の見出しを「（管理等の委任）」に改め、同条中「必要な」を「少年自然の家の管理及びこの条例の施行に関し必要な」に、「長野県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第17条とし、第3条の次に次の13条を加える。

（利用の許可）

第4条 少年自然の家を利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第5条 少年自然の家の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

（指定管理者の指定）

第6条 指定管理者の指定は、少年自然の家の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。ただし、次に掲げる理由により公募することが適当でない少年自然の家として長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めるものに係る指定管理者の指定に当たっては、公募しないものとする。

（1）少年自然の家に近接する公の施設があり、当該公の施設の管理者を当該少年自然の家の指定管理者とすることにより、当該少年自然の家の効果的かつ効率的な管理及びその利用者の利便性の向上が図られることとなること。

（2）前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める理由

（公募）

第7条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

（1）少年自然の家の名称及び位置並びにその概要

（2）指定管理者の指定の期間

（3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
（指定の申請）

第8条 第6条の申請は、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、少年自然の家の管理の方法その他の少年自然の家の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他教育委員会規則で定める書類を

添付して行うものとする。

（候補者の選定の基準）

第9条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、少年自然の家の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。（指定の告示）

第10条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

（業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 少年自然の家の利用の許可に関する業務
- (3) 少年自然の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（管理の基準）

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 少年自然の家の休館日について、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) 少年自然の家の利用時間について、午前9時から午後8時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) 少年自然の家の利用の停止及び許可の取消しについて、利用者がその利用に関し他人の迷惑になるような行動をした場合その他の教育委員会規則で定める場合に行うことができるものとすること。
- (4) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (5) 指定管理者がその業務を行って取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理を適切に行うために必要な基準で教育委員会が定めるもの

（協定の締結）

第13条 教育委員会及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理に関し必要な事項

(利用料金の納付等)

第14条 少年自然の家を利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について知事が定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が少年の健全な育成を図るため研修、体育、自然体験活動その他これらに類するものに利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

(利用料金の還付)

第16条 指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、知事が定める額を基準とした額を還付することができる。

- (1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 利用の申込みをした者が知事が定める日までにその申込みを取り消したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

附則の次に次の別表を加える。

(別表) (第14条関係)

1 宿泊施設

区分		金額
一般	25歳以上の者	1人1泊について 900円
	25歳未満の者	1人1泊について 600円
小・中学生		1人1泊について 300円

2 キャンプ場

区分		金額
一般	25歳以上の者	1人1泊について 300円
	25歳未満の者	1人1泊について 200円
小・中学生		1人1泊について 100円

3 研修室及び体育館

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後8時まで
研修室	300円	300円	300円
体育館	900円	900円	900円

(備考) 宿泊を伴わない利用について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の長野県少年自然の家条例（以下「新条

例」という。）第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第10条まで及び第13条の規定の例により行うことができる。

文化財・生涯学習課